

報 告 第 4 回進行協議(大阪高裁) 2022年5月27日 国相手の大飯原発止めよう裁判

## 原告、関電の双方が、敷地内破碎帯の評価についての書面を提出

### 原告は汚染水対策についても書面を提出

国は次回までに破碎帯の書面、次々回までに基準地震動の書面を提出すると回答

★今 後 の 第 5 回 8 月 29 日 (月) 14:30 ／第 6 回 11 月 21 日 (月) 11:30  
進行協議 第 7 回 2023 年 2 月 21 日 (火) 14:30

国を相手とする大飯 3・4 号止めよう裁判の控訴審の第 4 回進行協議が、5 月 27 日 14 時半より約 20 分間、大阪高裁で行われた。原告側は弁護団 6 人全員、裁判の会事務局を中心に原告 6 人、国は 11 人、関電は 17 人が出席。今後主張していくテーマ、順番、内容等について協議した。

裁判所は冒頭、前回 3 月 4 日の進行協議以降に提出された書面を以下のように確認した。

▽原告の書面：準備書面 (1) (汚染水 5 月 20 日付)、(2) (敷地内破碎帯 5 月 20 日付)、証拠  
▽関電の書面：準備書面 (1) (敷地内破碎帯 5 月 24 日付)、証拠

各書面はこちら→ [http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban\\_gyouso\\_room.htm](http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_gyouso_room.htm)

次に裁判所は、国の代理人が交代したことを受け、国に以下を再確認し、質問した。

前回期日で、国は 4 期日にわたり主張するとしたが、それぞれテーマ、順番はおおよそ決まっているのかと問うた。

国は、次回までに破碎帯に関する主張書面を提出し、今回の関電の書面に沿う形で主張すると答えた。そして、次々回までに基準地震動に関する主張書面を検討中であり、それ以降は、規則 55 条 (汚染水対策)、基準津波、制御棒に関する書面を 2 回にわたって提出することを検討中だと答えた。争点によっては複数期日にまたがる可能性はある、と述べた。

これを受け裁判所は、その後協議し、技術説明会的なものを行うか決めたい、とした。

原告に対しては、これらの主張が出てきた段階で、適宜反論の書面を提出するということでよいかと質問した。原告側は、批判の書面を提出すると回答した。

裁判所は、処分要件に関する国の主張は、できる限り短く、分かりやすく、裁判所が理解できるように作ってもらえればありがたい、と述べた。

原告の書面については、相手方と少し観点が異なり、三次元反射法地震探査を行っていないのが手抜かりだという主張のようだ。今回、甲 238 号証の意見書を出した学者（芦田譲氏）が、将来的に証人の候補になるのかと尋ね、原告は候補になると回答した。

原告は準備書面 (2) で、F 6 破碎帯の連続性と活動性について関電と国の評価を批判し、さらに新たに、地下構造の把握のためには、三次元反射法地震探査が必要なことを主張している。この探査については、専門家の芦田譲氏の意見書も提出した。関電の二次元探査では、設置許可基準規則 3 条 3 項が求める「耐震重要施設・・は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」との要件を満たしているとは言えず、設置変更許可は取り消されるべきだ。

準備書面 (1) では、福島原発事故による放射能汚染水問題の経緯と実情を詳細な調査報告書等に基づき示し、設置許可基準規則 55 条が要求する汚染水の拡散抑制設備を備えていない大飯 3・4 号の設置変更許可は取り消されなければならないと主張している。

引き続き、関電と国の主張に対し、反論を展開していく。原告の主張を学習し広めていく。

2022.6.25 おおい原発止めよう裁判の会事務局